

公立大学法人滋賀県立大学在外研修取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学(以下「本学」という。)の教員が本学から旅費の支給を受け、外国において行う研修(以下「在外研修」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 在外研修とは、外国の大学、研究所、公共的教育施設または学術研究施設等において研修を目的として研究等を行うことをいう。

(研修の種類)

第3条 在外研修の種類は、次のとおりとする。

- (1) 長期在外研修 研修期間が3ヶ月を超え1年以内のもの
- (2) 短期在外研修 研修期間が2週間を超え3ヶ月以内のもの

(資 格)

第4条 長期在外研修を申請できる者は、申請時において本学に教員として採用された日から継続して1年以上勤務した者とする。ただし、長期在外研修開始時に次の各号のいずれかに該当する場合は、長期在外研修を申請できない。

- (1) 過去(法人化前を含む。)に、本要綱に基づく長期在外研修を実施したことがある者
- (2) 本要綱に基づく短期在外研修が終了した日から継続して7年を経過していない場合
- (3) 公立大学法人滋賀県立大学サバティカル研修細則に基づくサバティカル研修が終了した日から継続して7年を経過していない場合
- (4) 公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第16号第1条第3項に規定する休職期間が終了した日から継続して7年を経過していない場合
- (5) 国や民間財団等による6ヶ月以上の長期海外派遣助成を受けて渡航した期間が終了した日から継続して7年を経過していない場合

2 短期在外研修開始時に次の各号のいずれかに該当する場合は、短期在外研修を申請できない。

- (1) 本要綱に基づく長期在外研修が終了した日から継続して7年を経過していない場合
- (2) 本要綱に基づく短期在外研修が終了した日から継続して5年を経過していない場合

(申 請)

第5条 在外研修を希望する者は、別に定める日までに在外研修申請書（様式第1号）を学部長、その他専任教員が置かれる組織の長（以下「学部長等」という。）を経て理事長に提出するものとする。

2 長期在外研修を希望する者は、研修先機関が受入を承諾していることを証明できるものを在外研修申請書（様式第1号）に添付して提出するものとする。

3 前項の場合において学科長が置かれる学部の教員にあつては、あらかじめ学科長を経由するものとする。

4 同一年度に公立大学法人滋賀県立大学サバティカル研修と重複して申請できないものとする。

（選考）

第6条 理事長は、在外研修申請書を受理した場合は、本学研究戦略委員会の審議を経て、在外研修者の決定を行うものとする。

2 選考に当たっては、「教員活動自己評価表」を活用および学部長等に意見を求めることができるものとする。

（計画書の提出）

第7条 在外研修の決定を受けた者（以下「在外研修員」という。）は、速やかに在外研修実施計画書（様式第2号）を学部長等を経由して理事長に提出し、承認を得るものとする。

（計画の変更）

第8条 在外研修員は、前条に規定する実施計画の承認を受けた後、やむを得ずその内容を変更するときは、速やかに在外研修計画変更申請書（様式第3号）を学部長等を経由して理事長に提出し、承認を得るものとする。

2 前項の場合において学科長が置かれる学部の教員にあつては、あらかじめ学科長を経由するものとする。

（旅費等の支給）

第9条 在外研修員に支給する旅費については、公立大学法人滋賀県立大学旅費規程（以下「規程」という。）第27条から第35条第1項および第36条ならびに第37条の規定により定める額とする。ただし、規程第35条第2項に基づき、宿泊料の額は別表1の定額によるものとし、食卓料の額は1夜につき2,500円とする。

2 前項により算出した旅費の額が、申請時において定められた予算額（以下「予算上限額」という。）を上回ることとなった場合は、予算上限額を旅費として支給する。ただし、長期在外研修員に支給する旅費の予算上限額は、研修期間に応じ別表2に定める額を上限とする。

(終了後の義務)

第10条 研修を終了した在外研修員は、帰国後1ヶ月以内に在外研修報告書(様式第4号)を学部長等を経由して理事長に提出しなければならない。

2 長期在外研修を終了した在外研修員は、在外研修終了後、本学に専任教員として2年間は勤務しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長がこれを定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に申請が行われる在外研修から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第9条関係)

宿泊料

期 間	地 域	金 額
同一地域における滞在期間のうち、その地域に到達した日の翌日から起算して20日までの期間	指定都市	1夜につき 8,450円
	甲 地	同 7,050円
	乙 地	同 5,650円
	丙 地	同 5,050円
同一地域における滞在期間のうち、その地域に到達した日の翌日から起算し	指定都市	1夜につき 7,600円
	甲 地	同 6,350円

て 20 日を超え 40 日までの期間	乙 地	同	5,100 円
	丙 地	同	4,550 円
同一地域における滞在期間のうち、その地域に到達した日の翌日から起算して 40 日を超え 60 日までの期間	指定都市	1 夜につき	6,750 円
	甲 地	同	5,650 円
	乙 地	同	4,550 円
	丙 地	同	4,050 円
同一地域における滞在期間のうち、その地域に到達した日の翌日から起算して 60 日を超え 180 日までの期間	指定都市	1 夜につき	5,950 円
	甲 地	同	4,950 円
	乙 地	同	3,950 円
	丙 地	同	3,550 円
同一地域における滞在期間のうち、その地域に到達した日の翌日から起算して 180 日を超える期間	指定都市	1 夜につき	4,220 円
	甲 地	同	3,520 円
	乙 地	同	2,820 円
	丙 地	同	2,520 円

別表 2 (第 9 条関係)

期 間	上 限 額
3 ヶ月を超え 4 ヶ月以内	1 件あたりの短期在外研修にかかる予算上限額 (以下、「短期上限額」という。) + (長期在外研修にかかる予算上限額 (以下、「長期上限額」という。) - 短期上限額) × 1 / 4
4 ヶ月を超え 5 ヶ月以内	短期上限額 + (長期上限額 - 短期上限額) × 1 / 2
5 ヶ月を超え 6 ヶ月以内	短期上限額 + (長期上限額 - 短期上限額) × 3 / 4
6 ヶ月を超え 1 年以内	長期上限額